

議案番号	議案名	概要	賛成しなかった議員
議案第108号	令和2年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	国庫支出金等精算返納金の増、一般職給の減による <b>4,998万8,000円</b> の増額補正(事業勘定)、一般職給の減による <b>1万7,000円</b> の減額補正(直営診療施設勘定)	滝勝弘、竹下幸智子 長谷川幸子
	《反対討論 日本共産党津市議団 竹下幸智子議員》議案第107号と同じ理由で反対する。		
議案第109号	令和2年度津市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	介護保険事業運営基金積立金等の増による <b>4億4,384万8,000円</b> の増額補正	滝勝弘、竹下幸智子 長谷川幸子
	《反対討論 日本共産党津市議団 竹下幸智子議員》議案第107号と同じ理由で反対する。		
議案第110号	令和2年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)	徴収事務費の増、一般職給の減による <b>206万6,000円</b> の増額補正	滝勝弘、竹下幸智子 長谷川幸子
	《反対討論 日本共産党津市議団 竹下幸智子議員》議案第107号と同じ理由で反対する。		
議案第111号	令和2年度津市浄化槽事業特別会計補正予算(第1号)	市営浄化槽事業の増、一般管理事業の減による <b>40万5,000円</b> の増額補正	滝勝弘、竹下幸智子 長谷川幸子
	《反対討論 日本共産党津市議団 竹下幸智子議員》議案第107号と同じ理由で反対する。		
議案第112号	令和2年度津市共同汚水処理施設事業特別会計補正予算(第1号)	一般管理事業の減による <b>203万9,000円</b> の減額補正	滝勝弘、竹下幸智子 長谷川幸子
	《反対討論 日本共産党津市議団 竹下幸智子議員》議案第107号と同じ理由で反対する。		
議案第113号	令和2年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	一般管理事業の減による <b>8万8,000円</b> の減額補正	滝勝弘、竹下幸智子 長谷川幸子
	《反対討論 日本共産党津市議団 竹下幸智子議員》議案第107号と同じ理由で反対する。		
議案第114号	令和2年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	一般職給の減による <b>848万2,000円</b> の減額補正	滝勝弘、竹下幸智子 長谷川幸子
	《反対討論 日本共産党津市議団 竹下幸智子議員》議案第107号と同じ理由で反対する。		
議案第115号	令和2年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	貸付事業運営費等の増による <b>1,859万3,000円</b> の増額補正	滝勝弘、竹下幸智子 長谷川幸子
	《反対討論 日本共産党津市議団 竹下幸智子議員》議案第107号と同じ理由で反対する。		
議案第116号	令和2年度津市水道事業会計補正予算(第2号)	収益的支出 <b>2,407万2,000円</b> の減額補正、資本的支出 <b>809万6,000円</b> の減額補正	滝勝弘、竹下幸智子 長谷川幸子
	《反対討論 日本共産党津市議団 竹下幸智子議員》議案第107号と同じ理由で反対する。		
議案第117号	令和2年度津市下水道事業会計補正予算(第1号)	収益的支出 <b>1,719万8,000円</b> の減額補正、資本的支出 <b>1,956万6,000円</b> の減額補正等	滝勝弘、竹下幸智子 長谷川幸子
	《反対討論 日本共産党津市議団 竹下幸智子議員》議案第107号と同じ理由で反対する。		
決議第1号	特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する決議について	地方自治法第100条の規定による調査	岡村武、村田彰久

## 報 告

議案番号	議案名	概要
報告第41号	専決処分の報告について	市道除草作業に伴う事故による損害賠償額の決定 <b>10万7,063円</b>
報告第42号	専決処分の報告について	道路管理の瑕疵による損害賠償額の決定 <b>3万4,841円</b>
報告第43号	専決処分の報告について	道路管理の瑕疵による損害賠償額の決定 <b>19万8,000円</b>
報告第44号	専決処分の報告について	交通事故による損害賠償額の決定 <b>54万4,786円</b>

### 特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する決議

- 調査事項  
本議会は、地方自治法第100条の規定により、次に掲げる事項について、調査するものとする。  
(1)津市相生町自治会長による行政対象暴力疑惑について  
(2)津市相生町自治会への不正な補助金の執行疑惑について
- 特別委員会の設置  
本調査は、地方自治法第109条及び津市議会委員会条例第6条の規定により、委員19人で構成する特定の自治会と行政の不適切な執行疑惑に係る調査に関する特別委員会(以下「調査特別委員会」という。)を設置し、これに付託して行う。
- 調査権限  
本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項の規定により選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求する権限並びに同条第10項の規定により団体等に対し照会をし、又は記録の送付を求める権限を調査特別委員会に委任する。
- 調査期間  
調査特別委員会は、1に掲げる事項の調査が終了するまで、閉会中もお調査を行うことができる。
- 調査経費  
調査特別委員会に要する経費は、本年度においては20万円以内とする。

令和2年12月23日

津市議会